明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

令和６年
２月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一一一五三号から第一一一七一号まで
号外　第二六号から第四五号まで
特第一五号から特第二〇号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
◇―――◇
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
一	令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律	二 18	特 18	二
二	地方税法の一部を改正する法律	二 21	特 18	三

政令

		日	号外	ページ
二三	警察法施行令の一部を改正する政令	二 27		二
二四	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令	二 27		二
二五	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	二 27		二
二六	国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	二 27		五
二七	地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令	七		九
二八	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	九	32	二
二九	銀行法施行令等の一部を改正する政令	九	32	三
三〇	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	一五		二
三一	中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一六	36	二
三二	中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令	一六	36	二
三三	令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律施行令	二一 特 18		四
三四	地方税法施行令の一部を改正する政令	二一 特 18		六
三五	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二六 41		二
三六	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	二六 41		二
三七	日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令	二六 41		三
三八	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	二六 41		三
三九	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令	二六 41		三
四〇	雇用保険法施行令の一部を改正する政令	二六 41		四
四一	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	二六 41		四

最高裁規則

			ページ
一	配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則	一	二
二	仲裁関係事件手続規則の一部を改正する規則	一	二
三	国際和解合意関係事件手続規則	一	二
四	特定和解関係事件手続規則	一	二

府令

○内閣府

				ページ
九	沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令	一		三
一〇	金融経済教育推進機構に関する内閣府令	九	32	五
一一	金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令	九	32	八
一二	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令	一三	33	一
一三	投資信託財産の計算に関する規則及び投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令	一五	35	二
一四	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令	一九		二

府令・省令

日号外ページ

○内閣府、総務省、財務省
二　物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令　一六　36　五

○内閣府、総務省、文部科学省
一　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令　二九　一

○内閣府、総務省、経済産業省
一　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令　二六　41　六

デジタル庁令

○デジタル庁
三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令　二六　41　七

省令

○総務省
六　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令　一　四

七　全国家計構造調査規則の一部を改正する省令　五　28　一

八　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令　六　一

九　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令　八　二

一〇　地方自治法施行規則の一部を改正する省令　九　32　八

一一　特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令　二六　二

一二　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令　二九　44　二

○総務省、文部科学省
一　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　二六　41　九

○法務省
四　戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令　五　一

五　戸籍法施行規則の一部を改正する省令　二六　41　九

六　更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令　二六　41　二一

○財務省
四　財務省組織規則の一部を改正する省令　一　四

五　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令　二八　二

六　相続税法施行規則の一部を改正する省令　二九　一

○文部科学省
二　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令　九　32　九

三　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令　二六　41　二四

四　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令　二八　二

○厚生労働省
二三　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令　一　26　二

二四　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令　二　27　六

二五　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令　五　一

二六　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令　八　二

二七　臨床研究法施行規則の一部を改正する省令　一四　34　一

二八　児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二六　41　二五

二九　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令　二六　41　三九

三〇　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令　二七　42　一

三一　検疫所長等服制の一部を改正する省令　二九　44　三

○農林水産省
五　動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令　九　32　一一

六　テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令　二八　二

七　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二八　43　一

○農林水産省、経済産業省、環境省
一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令　二八　二

○経済産業省
三　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則　二　27　一四

四　脱炭素成長型経済構造行推進機構の財務及び会計に関する省令　二　27　一五

五　経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令　二　27　一七

六　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令　二〇　38　一

七　不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令　二二　40　二

八　電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令　二六　41　四〇

九　電気事業法施行規則の一部を改正する省令　二九　二

一〇　特許法施行規則等の一部を改正する省令　二九　44　二六

一一　特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二九　44　三九

○国土交通省

八　港湾法施行規則の一部を改正する省令　一　26　九

九　航空法施行規則の一部を改正する省令　一五　二

一〇　港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令　一六　二

一一　地方整備局組織規則の一部を改正する省令　一六　36　七

一二　建築士法施行規則の一部を改正する省令　一九　37　一

一三　自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則及び独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部を改正する省令　一九　37　二

一四　航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令　二一　39　一

一五　タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令　二九　44　四三

○環境省

五　一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令　一三　二

六　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令　二〇　38　一一

○防衛省

二　自衛隊法施行規則の一部を改正する省令　二六　41　四〇

規則

○会計検査院

一　計算証明規則の一部を改正する規則　二六　二

○人事院

九―三〇―一〇八　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則　一五　35　五

○国家公安委員会

三　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則　一　26　一〇

告示

○内閣府

二〇　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件　一三　33　二

二一　地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　二九　44　四六

二二　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　二九　44　四六

○内閣府、財務省

一　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一六　三

○宮内庁

三　皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件　九　一

○国家公安委員会

五　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　二一　一

六　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二二　40　七

七　原動機を用いる軽車両の型式認定番号を指定した件　二二　40　七

八　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二二　40　七

九　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二二　40　八

○金融庁

一三　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　六　一

一四　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百二十八条第一号及び第二号の規定に基づき金融経済教育推進機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件　九　一

一五　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　一九　37　四

一六　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　一九　37　四

一七　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二八　三

○金融庁、法務省、財務省

一　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二〇　38　二〇

○消費者庁

三　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　二一　二

四　適格消費者団体の認定の件　二二　一

五　消費者庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　二九　44　四八

		日号外	ページ
二	○こども家庭庁 子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定することも家庭庁長官が定める場合	七	三
一	○こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示	九 32	一二
五	○デジタル庁 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示	一六	四
六	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件	一六 特17	一
七	○デジタル庁、総務省 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	二九 44	五七
七	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示	一六	四
八	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	一六	四
九	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件	一六 特17	一
一〇	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	一六 特17	二
一一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	二九 44	五七
一二	○デジタル庁、法務省 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件	一三	二
四	○総務省 特定国外派遣組織を指定する件	二	一
二九	計算担当機関の指定に関する件	一三	二
三〇	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	一五	三
三一	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一五	三
三二	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件	一五	三
三三	特定国外派遣組織を指定する件	一六	五
三四	地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件	一六	五
三五	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	一六 36	九
三六	特定国外派遣組織を指定する件	一九	四
三七	登録証明機関の住所の変更に関する件	二六	二
三八	消防法第二十一条の四第三項の規定に基づく型式承認の公示	二八	三
三九	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	一
四〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	三
四一	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	六
四二	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	九
四三	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	一五
四四	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	一五
四五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和四年分）を公表する件	二九 45	四〇
四六	政治資金規正法による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の要旨公表	二九 45	四六
四	○政治資金適正化委員会 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二六	三
五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二六	三

六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二六　三

○法　務　省

二四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二　一

二五　日本国に帰化を許可する件　二　一

二六　〃　五　二

二七　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　五　三

二八　日本国に帰化を許可する件　六　二

二九　〃　七　三

三〇　〃　九　二

三一　〃　一三　二

三二　原戸籍の一部が滅失した件　一四　一

三三　除籍の一部が滅失した件　一四　一

三四　原戸籍の一部が滅失した件　一四　一

三五　除籍が滅失した件　一五　二

三六　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　一五35　六

三八　戸籍又は除かれた戸籍の副本の電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準を定める件を廃止する件　一六　五

三九　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一六　五

四〇　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一六　五

四一　日本国に帰化を許可する件　一六　五

四二　原戸籍の一部が滅失した件　一九　四

四三　日本国に帰化を許可する件　一九　四

四四　除籍が滅失した件　二一　二

四五　戸籍が滅失した件　二二　一

四六　法務省所管事業（更生保護事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　二二40　九

四七　日本国に帰化を許可する件　二六　三

四八　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二六　四

四九　日本国に帰化を許可する件　二七　一

五〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二九　三

五一　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件　九32　一七

○公安審査委員会

二　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件　二九　三

○外　務　省

三〇　ベネズエラ・ボリバル共和国における社会的弱者のための保護及び支援計画のための日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　一　五

三一　ベネズエラ・ボリバル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一　六

三二　人材育成奨学計画のための日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　六

三三　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書二の改正に関する外交上の公文の交換に関する件　二27　一七

三四　ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文を両政府が相互に決定する活動について準用することに関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八　五

三五　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　九　三

三六　返納を命じた旅券を無効とする件　九　三

三七　「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件　一四　二

三八　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　一四34　三

三九　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一四特16　一

四〇　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一四特16　三

四一　電子政府の推進に向けた国立データセンター整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五

四二　航海用電子海図作成のための水路測量船建造計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五

四三　首都圏における上水道施設のデジタル管理システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五

四四　ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五

四五　外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十七年外務省告示第四百十号）の一部を改正する件　一九37　五

四六　ハイチ共和国におけるハイチ国家警察能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二〇　二

四七

四八　アフガニスタン・イスラム共和国における中核病院における感染症対応能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件　二〇　二　日号外ページ

四九　シリア・アラブ共和国における震災及び紛争の影響を受けた地域における社会サービス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二〇　二

五〇　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を改正する件　二二　40　一七

五一　サプライチェーンの強靭性に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定の効力発生に関する件　二二　特19　一

五二　返納を命じた旅券を無効とする件　二八　五

五三　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正に関する件　二八　五

五四　包括的な経済上の連携に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書十四―Ｂの改正に関する外交上の公文の交換に関する件　二九　三

○財　務　省

二八　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　一　六

二九　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　二　二

三〇　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件　二　三

三一　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　二　27　二九

三二―三九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　31　一

四〇―四二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　31　七

四三―四五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　31　九

四六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　32　二四

四七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　32　二五

四八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　32　二五

四九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　32　二六

五〇―五一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　32　二六

五二　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する告示　一五　35　七

五三　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針を全部改正する件　一九　37　一四

五四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　四

五五　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンについて関税定率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件　二六　41　四三

五六　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二七　二

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を改正する告示　二八　43　一〇

○財務省、農林水産省

四　中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件　一九　37　一六

五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　二

六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

一　○財務省、経済産業省
ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件　二　三

二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　一六　36　一四

三　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　二六　四

四　○国税庁
国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　二八　六

五　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件　二八　43　一七

九　○文部科学省
特定胚の取扱いに関する指針の一部を改正する件　九　32　二七

一〇　学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定による外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者及び大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部を改正する等の告示　九　32　三〇

一一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　九　32　三二

一二　史跡に指定する件　二一　39　四

一三　特別史跡に地域を追加して指定する件　二一　39　六

一四　史跡を統合するとともに、地域を追加して指定し、名称を改める件　二一　39　七

一五　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　二一　39　七

一六　史跡に地域を追加して指定する件　二一　39　八

一七　名勝に指定する件　二一　39　一〇

一八　天然記念物及び名勝に指定する件　二一　39　一〇

一九　天然記念物に指定する件　二一　39　一一

二〇　天然記念物に地域を追加して指定し、名称を改める件　二一　39　一一

二一　記念物を登録記念物に登録する件　二一　39　一一

二二　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　二一　39　一二

二三　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二一　39　一二

二四　令和六年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　二七　42　一九

二五　地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の全部を改正する件　二九　44　五八

二六　令和六年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を認可した件　二九　44　六二

一　○文部科学省、厚生労働省
ヒトES細胞の樹立に関する指針の一部を改正する件　九　32　三三

三　○文化庁
著作権法施行令第六条第一項の規定に基づき、日本放送協会から日本放送協会放送博物館における一時的固定物の保存に係る業務の廃止の届出があった件　二九　六

二九　○厚生労働省
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　六　二

三〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　八　五

三一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件　一五　35　一一

三二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件　一五　35　一二

三三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件　一九　六

三四　令和六年度技能検定実施計画を定める件　二一　39　一三

三五　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件　二二　40　一九

三六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二六　四

三七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　二六　五

三八　健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件　日号外　二七　42　五二

三九　船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可した件　二七　42　五二

四〇　日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件　二七　42　五二

四一　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　二九　44　六四

四二　検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件　二九　44　六四

四三　検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する告示　二九　44　七一

四四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件　二九　44　七一

四五　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二九　44　七二

四六　令和六年度の献血の推進に関する計画を定める件　二九　44　七三

○農林水産省

二〇四　競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件　一　26　一二

二〇五　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　一　26　一二

二〇六　租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件　一　26　一二

二〇七―二一二　保安林の指定をする件　二　27　三〇

二一三　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　二　27　三〇

二一四　肥料の登録の有効期間を更新した件　二　27　三一

二一五　輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　二　27　三五

二一六―二一七　保安林の指定をする件　五　三

二一八　農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件　五　五

二一九　令和七年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件　五　五

二二〇　肥料の登録の有効期間を更新した件　六　三

二二一　競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件　六　四

二二二　肥料の登録が失効した件　六　四

二二三　保安林の指定をする件　七　四

二二四―二五三　保安林の指定を解除する件　七　四

二五四―二六八　保安林の指定をする件　八　五

二六九　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　八　七

二七〇　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　八　七

二七一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件　九　三

二七二　地すべり防止区域を指定する件　九　三

二七三―二七四　地すべり防止区域を指定する件　九　四

二七五―二八二　保安林の指定をする件　九　四

二八三―二九四　〃　一三　三

二九五　肥料を登録した件　一三　五

二九六　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一三　一二

二九七　肥料の登録の有効期間を更新した件　一三　一四

二九八　肥料の名称の変更に係る届出があった件　一三　一六

二九九　肥料の登録が失効した件　一三　一六

三〇〇　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　一三　一七

三〇一　出願公表後に名称変更がなされた件　一三　二〇

三〇二　農薬の登録が失効した件　一四　二

三〇三　肥料を登録した件　一四　二

三〇四　大規模災害からの復興に関する法律第四十八条第一項の規定に基づき特定災害復旧等海岸工事を施行する件　一四　三

三〇五　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　34　一五

三〇六―三一〇　保安林の指定をする件　一五　三

三一一　肥料を登録した件　一五　六

三一二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準等の一部を改正する件　一五　35　一二

三一三―三一七　保安林の指定をする件　一六　六

三一八　肥料を登録した件　一六　八

三一九　〃　一九　六

三二〇　〃　二〇　三

三二一　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　四

三四二　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　二〇　四
三四三　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　五
三四四　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　二〇　五
三四五―三五二　保安林の指定をする件　二一　二
三五三―三五八　保安林の指定を解除する件　二一　三
三五九―三六四　保安林の指定施業要件を変更する件　二一　四
三六五　農薬を登録した件　二一　五
三六六　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　二二　一
三六七　出願公表後に名称変更がなされた件　二二　三
三六八―三八〇　保安林の指定をする件　二六　五
三八一　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　二七　二
三八二―三八七　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　四
三八八―三九一　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二七　五
三九二　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二七　42　五三
三九三　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二七　42　五四
三九四　獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件　二七　42　五五
三九五　テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　二八　六
三九六　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二八　43　一七
三九七　農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二八　43　二一
三九八―四〇三　保安林の指定をする件　二九　六
四〇四　保安林の指定施業要件を変更する件　二九　六
四〇五　吉野川下流域用水事業に関する事業実施計画を認可した件　二九　七

○経済産業省

九　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　二　六
一〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　二　六
一一　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　二　七
一二　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　二　七
一三　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十七条第一号及び第二号の規定に基づく脱炭素成長型経済構造移行推進機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定した件　二　27　三五
一四　自転車競技法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき、競技実施法人として指定を更新した件　六
一五　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件　六　一六　九
一六　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件　一九　37　一七
一七　令和六年能登半島地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置　二〇　六
一八　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件　二二　四
一九　石油資源開発株式会社の実施したあけぼのSK―三D号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を認定した件　二六　七
二〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　二九　七

○国土交通省

五八　海上運送法等の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する特定操縦免許講習の課程のうち国土交通大臣が定めるものを定める告示　一　六
五九　砂防法第二条の土地を指定する件　一　六
六〇　都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件　一　六
六一　住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件　一　七

		日	号外	ページ
六二	水先人に免許を与えた件	一		七
六三	高速自動車国道に関する件	一		七
六四	河川法施行規則の規定に基づく登録研修実施機関の代表者の変更に関する件	一		七
六五	改良すべき踏切道を指定した件	一	26	一三
六六	国土交通大臣の指定する電子計算機の一部を改正する告示	一	26	三一
六七	港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等	一	26	三二
六八	電子情報処理組織を使用する港湾管理者の告示	一	26	三四
六九	水先人に免許を与えた件	二		八
七〇	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	二		八
七一	砂防法第二条の土地を指定する件	二		八
七四	砂防法第二条の土地を指定する件	七		四
七五	直轄砂防工事を施行する件	七		六
七六	砂防法第二条の土地を指定する件	七		六
七七	DNV ASから登録事項の変更の届出があった件	七		六
七八	三宅島空港の施設の変更を許可した件	七	30	一
七九	高速自動車国道に関する件	八		八
八〇―八二	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	九		五
八三	砂防法第二条の土地を指定する件	九		六
八四	登録経営状況分析機関の登録事項の変更があった件	九		六
八五	都市計画に関する件	九		六
八六	水先人に免許を与えた件	九		七
八七	建築基準法施行令第百三十条の九第一項の規定に基づき、安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を指定する件の一部を改正する告示	九	32	三三
八八	自動車の型式指定を取り消した件	一三		五
八九	高速自動車国道に関する件	一四		三
九〇―九三	砂防法第二条の土地を指定する件	一四		三
九四	函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	一四	34	一六
九五	運輸審議会件名表に登載された件	一五		六
九六	高速自動車国道に関する件	一五		六
九七	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録に関する件	一五	35	一四
九八	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録事項変更に関する件	一五	35	一八
九九	福江空港の施設について告示した事項に変更があった件	一五	35	二〇
一〇〇	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件	一五	35	二一
一〇一	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件	一五	35	二一
一〇二	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件	一五	35	二一
一〇三	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件	一五	35	二二
一〇四	特定教育訓練の内容及び方法の基準等を定める告示	一五	35	二三
一〇五	港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件	一六	36	一五
一〇六	水先人に免許を与えた件	一六	36	一九
一〇七	砂防法第二条の土地を指定する件	一九		七
一〇八	宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件	一九		七
一〇九	指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示	一九	37	二〇
一一〇	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二〇		七
一一一	ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示	二一		五
一一二	航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件	二二		四
一一三	砂防法第二条の土地を指定する件	二二		五
一一四	直轄砂防工事を施行する件	二二		五
一一五	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二二		五
一一六	砂防法第二条の土地を指定する件	二二		六
一一七―一一八	地すべり防止区域を指定する件	二二		七
一一九	地すべり防止区域を追加指定する件	二二		七
一二〇	国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件	二二	40	四七
一二一	国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件	二二	40	五〇
一二二	航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件	二二	40	五〇
一二三				

一二四　那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二二40五一
一二五　航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件　二二40五二
一二六　競走実施機関から住所及び競走実施業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件　二六七
一二七　高速自動車国道に関する件　二六七
一二八　高速自動車国道に関する件　二六七
一二九　水先人に免許を与えた件　二六七
一三〇　登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件　二六41四四
一三一　高速自動車国道に関する件　二九七
一三二　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二九七
一三三　タクシー業務適正化特別措置施行規程の一部を改正する告示　二九44七五

○観光庁

六　旅行業法の規定に基づく業務廃止の件　七八
七　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　七八
八　〃　一五六
九　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　一六九

○海上保安庁

八　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一三六
九　航路標識に関する件　一四五
一〇　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　二二40五二

○環境省

二　環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について　一26三四
三　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二27三五
四　昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）等の一部を改正する件　五28四
五　緊急指定種の指定を解除する件　一三六
六　環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件　一三六
七　環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件　一三七
八　廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件　一三七
九　妙高戸隠連山国立公園の指定植物を指定する件　一三33二〇

○防衛省

一六―一九　海上における射撃訓練を実施する件　七八
二〇―二五　〃　一四八
二六　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一六九
二七―二九　自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件　一六36三三
三〇―三三　海上における射撃訓練を実施する件　二〇八
三四―三五　駐留軍用地特措法第五条に基づく土地の使用認定に関する件　二一六
三六―四〇　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二二40五四
四一　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二二40五五
四二　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二二40五五
四三　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二二40五五
四四　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件　二二40五五
四五―五〇　海上における射撃訓練を実施する件　二八六

○東北地方整備局

一五　都市計画に関する件　五五
一六　道路に関する件　一三七
一七―一八　〃　一四九
一九　都市計画に関する件　一八六
二〇　道路に関する件　二七六
二一―二三　〃　二九44七六
二四　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二九44七六

○関東地方整備局

二五　国営アルプスあづみの公園の公開日時等を変更する件　一七
二六　国営昭和記念公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件　一七
二七　国営常陸海浜公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件　一七
二八　国営武蔵丘陵森林公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件　一八
二九　国営東京臨海広域防災公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件　一八
三〇　道路に関する件　八七
三一　都市計画に関する件　九七
三二　道路に関する件　一三七
三三―三八　〃　一五七
三九　〃　一六九
四〇　都市計画に関する件　一九八
四一　道路に関する件　二〇九
四二　〃　二六七
四三　〃　二八七
四四　都市計画に関する件　二九44七七

○北陸地方整備局

四五　大規模災害からの復興に関する法律の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する件　二特15一
四六　大規模災害からの復興に関する法律の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する件　二特15一
四七　都市計画に関する件　一三七
四八　道路に関する件　二九七
四九　〃　二一七
五〇　〃　二一七
五一　〃　二一七
五二　〃　二一七
五三　〃　二一七
五四　〃　二一七
五五　〃　二一七
五六　〃　二一七
五七　〃　二一七
五八　〃　二一七
五九　〃　二一七
六〇　〃　二一七
六一　〃　二一七
六二　〃　二一七
六三　〃　二一七
六四　〃　二一七
六五　〃　二一七
六六　〃　二一七
六七　〃　二一七
六八　〃　二一七
六九　〃　二一七
七〇　〃　二一七
七一　〃　二一七
七二　〃　二一七
七三　〃　二一七
七四　〃　二一七
七五　〃　二一七
七六　〃　二一七
七七　〃　二一七
七八　〃　二一七
七九　〃　二一七
八〇　〃　二一七
八一　〃　二一七
八二　〃　二一七
八三　〃　二一七
八四　〃　二一七
八五　〃　二一七
八六　〃　二一七
八七　〃　二一七
八八　〃　二一七
八九　〃　二一七
九〇　〃　二一七
九一　〃　二一七
九二　〃　二一七
九三　〃　二一七
九四　〃　二一七
九五　〃　二一七
九六　〃　二一七
九七　〃　二一七
九八　〃　二一七
九九　〃　二一七
一〇〇　〃　二一七
一〇一　〃　二一七
一〇二　〃　二一七
一〇三　〃　二一七
一〇四　〃　二一七
一〇五　〃　二一七
一〇六　〃　二一七
一〇七　〃　二一七
一〇八　〃　二一七
一〇九　〃　二一七
一一〇　〃　二一七
一一一　〃　二一七
一一二　〃　二一七
一一三　〃　二一七
一一四　〃　二一七
一一五　〃　二一七
一一六　〃　二一七
一一七　〃　二一七
一一八　〃　二一七
一一九　〃　二一七
一二〇　〃　二一七
一二一　〃　二一七
一二二　〃　二一七
一二三　〃　二一七
一二四　〃　二一七
一二五　〃　二一七
一二六　〃　二一七
一二七　〃　二一七
一二八　〃　二一七
一二九　〃　二一七
一三〇　〃　二一七
一三一　〃　二一七
一三二　〃　二一七
一三三　〃　二一七
一三四　〃　二一七
一三五　〃　二一七
一三六　〃　二一七
一三七　〃　二一七
一三八　〃　二一七
一三九　〃　二一七
一四〇　〃　二一七
一四一　〃　二一七
一四二　〃　二一七
一四三　〃　二一七
一四四　〃　二一七
一四五　〃　二一七
一四六　〃　二一七
一四七　〃　二一七
一四八　〃　二一七
一四九　〃　二一七
一五〇　〃　二一七
一五一　〃　二一七
一五二　〃　二一七
一五三　〃　二一七
一五四　〃　二一七
一五五　〃　二一七
一五六　〃　二一七
一五七　〃　二一七
一五八　〃　二一七
一五九　〃　二一七
一六〇　〃　二一七
一六一　〃　二一七
一六二　〃　二一七
一六三　〃　二一七
一六四　〃　二一七
一六五　〃　二一七
一六六　〃　二一七
一六七　〃　二一七
一六八　〃　二一七
一六九　〃　二一七
一七〇　〃　二一七
一七一　〃　二一七
一七二　〃　二一七
一七三　〃　二一七
一七四　〃　二一七
一七五　〃　二一七
一七六　〃　二一七
一七七　〃　二一七
一七八　〃　二一七
一七九　〃　二一七
一八〇　〃　二一七
一八一　〃　二一七
一八二　〃　二一七
一八三　〃　二一七
一八四　〃　二一七
一八五　〃　二一七
一八六　〃　二一七
一八七　〃　二一七
一八八　〃　二一七
一八九　〃　二一七
一九〇　〃　二一七
一九一　〃　二一七
一九二　〃　二一七
一九三　〃　二一七
一九四　〃　二一七
一九五　〃　二一七
一九六　〃　二一七
一九七　〃　二一七
一九八　〃　二一七
一九九　〃　二一七
二〇〇　〃　二一七
二〇一　〃　二一七
二〇二　〃　二一七
二〇三　〃　二一七
二〇四　〃　二一七
二〇五　〃　二一七
二〇六　〃　二一七
二〇七　〃　二一七
二〇八　〃　二一七
二〇九　〃　二一七
二一〇　〃　二一七
二一一　〃　二一七
二一二　〃　二一七
二一三　〃　二一七
二一四　〃　二一七
二一五　〃　二一七
二一六　〃　二一七
二一七　〃　二一七
二一八　〃　二一七
二一九　〃　二一七
二二〇　〃　二一七
二二一　〃　二一七
二二二　〃　二一七
二二三　〃　二一七
二二四　〃　二一七
二二五　〃　二一七
二二六　〃　二一七
二二七　〃　二一七
二二八　〃　二一七
二二九　〃　二一七
二三〇　〃　二一七
二三一　〃　二一七
二三二　〃　二一七
二三三　〃　二一七
二三四　〃　二一七
二三五　〃　二一七
二三六　〃　二一七
二三七　〃　二一七
二三八　〃　二一七
二三九　〃　二一七
二四〇　〃　二一七
二四一　〃　二一七
二四二　〃　二一七
二四三　〃　二一七
二四四　〃　二一七
二四五　〃　二一七
二四六　〃　二一七
二四七　〃　二一七
二四八　〃　二一七
二四九　〃　二一七
二五〇　〃　二一七
二五一　〃　二一七
二五二　〃　二一七
二五三　〃　二一七
二五四　〃　二一七
二五五　〃　二一七
二五六　〃　二一七
二五七　〃　二一七
二五八　〃　二一七
二五九　〃　二一七
二六〇　〃　二一七
二六一　〃　二一七
二六二　〃　二一七
二六三　〃　二一七
二六四　〃　二一七
二六五　〃　二一七
二六六　〃　二一七
二六七　〃　二一七
二六八　〃　二一七
二六九　〃　二一七
二七〇　〃　二一七
二七一　〃　二一七
二七二　〃　二一七
二七三　〃　二一七
二七四　〃　二一七
二七五　〃　二一七
二七六　〃　二一七
二七七　〃　二一七
二七八　〃　二一七
二七九　〃　二一七
二八〇　〃　二一七
二八一　〃　二一七
二八二　〃　二一七
二八三　〃　二一七
二八四　〃　二一七
二八五　〃　二一七
二八六　〃　二一七
二八七　〃　二一七
二八八　〃　二一七
二八九　〃　二一七
二九〇　〃　二一七
二九一　〃　二一七
二九二　〃　二一七
二九三　〃　二一七
二九四　〃　二一七
二九五　〃　二一七
二九六　〃　二一七
二九七　〃　二一七
二九八　〃　二一七
二九九　〃　二一七
三〇〇　〃　二一七
三〇一　〃　二一七
三〇二　〃　二一七
三〇三　〃　二一七
三〇四　〃　二一七
三〇五　〃　二一七
三〇六　〃　二一七
三〇七　〃　二一七
三〇八　〃　二一七
三〇九　〃　二一七
三一〇　〃　二一七
三一一　〃　二一七
三一二　〃　二一七
三一三　〃　二一七
三一四　〃　二一七
三一五　〃　二一七
三一六　〃　二一七
三一七　〃　二一七
三一八　〃　二一七
三一九　〃　二一七
三二〇　〃　二一七
三二一　〃　二一七
三二二　〃　二一七
三二三　〃　二一七
三二四　〃　二一七
三二五　〃　二一七
三二六　〃　二一七
三二七　〃　二一七
三二八　〃　二一七
三二九　〃　二一七
三三〇　〃　二一七
三三一　〃　二一七
三三二　〃　二一七
三三三　〃　二一七
三三四　〃　二一七
三三五　〃　二一七
三三六　〃　二一七
三三七　〃　二一七
三三八　〃　二一七
三三九　〃　二一七
三四〇　〃　二一七
三四一　〃　二一七
三四二　〃　二一七
三四三　〃　二一七
三四四　〃　二一七
三四五　〃　二一七
三四六　〃　二一七
三四七　〃　二一七
三四八　〃　二一七
三四九　〃　二一七
三五〇　〃　二一七
三五一　〃　二一七
三五二　〃　二一七
三五三　〃　二一七
三五四　〃　二一七
三五五　〃　二一七
三五六　〃　二一七
三五七　〃　二一七
三五八　〃　二一七
三五九　〃　二一七
三六〇　〃　二一七
三六一　〃　二一七
三六二　〃　二一七
三六三　〃　二一七
三六四　〃　二一七
三六五　〃　二一七
三六六　〃　二一七
三六七　〃　二一七
三六八　〃　二一七
三六九　〃　二一七
三七〇　〃　二一七
三七一　〃　二一七
三七二　〃　二一七
三七三　〃　二一七
三七四　〃　二一七
三七五　〃　二一七
三七六　〃　二一七
三七七　〃　二一七
三七八　〃　二一七
三七九　〃　二一七
三八〇　〃　二一七
三八一　〃　二一七
三八二　〃　二一七
三八三　〃　二一七
三八四　〃　二一七
三八五　〃　二一七
三八六　〃　二一七
三八七　〃　二一七
三八八　〃　二一七
三八九　〃　二一七
三九〇　〃　二一七
三九一　〃　二一七
三九二　〃　二一七
三九三　〃　二一七
三九四　〃　二一七
三九五　〃　二一七
三九六　〃　二一七
三九七　〃　二一七
三九八　〃　二一七
三九九　〃　二一七
四〇〇　〃　二一七
四〇一　〃　二一七
四〇二　〃　二一七
四〇三　〃　二一七
四〇四　〃　二一七
四〇五　〃　二一七
四〇六　〃　二一七
四〇七　〃　二一七
四〇八　〃　二一七
四〇九　〃　二一七
四一〇　〃　二一七
四一一　〃　二一七
四一二　〃　二一七
四一三　〃　二一七
四一四　〃　二一七
四一五　〃　二一七
四一六　〃　二一七
四一七　〃　二一七
四一八　〃　二一七
四一九　〃　二一七
四二〇　〃　二一七
四二一　〃　二一七
四二二　〃　二一七
四二三　〃　二一七
四二四　〃　二一七
四二五　〃　二一七
四二六　〃　二一七
四二七　〃　二一七
四二八　〃　二一七
四二九　〃　二一七
四三〇　〃　二一七
四三一　〃　二一七
四三二　〃　二一七
四三三　〃　二一七
四三四　〃　二一七
四三五　〃　二一七
四三六　〃　二一七
四三七　〃　二一七
四三八　〃　二一七
四三九　〃　二一七
四四〇　〃　二一七
四四一　〃　二一七
四四二　〃　二一七
四四三　〃　二一七
四四四　〃　二一七
四四五　〃　二一七
四四六　〃　二一七
四四七　〃　二一七
四四八　〃　二一七
四四九　〃　二一七
四五〇　〃　二一七
四五一　〃　二一七
四五二　〃　二一七
四五三　〃　二一七
四五四　〃　二一七
四五五　〃　二一七
四五六　〃　二一七
四五七　〃　二一七
四五八　〃　二一七
四五九　〃　二一七
四六〇　〃　二一七
四六一　〃　二一七
四六二　〃　二一七
四六三　〃　二一七
四六四　〃　二一七
四六五　〃　二一七
四六六　〃　二一七
四六七　〃　二一七
四六八　〃　二一七
四六九　〃　二一七
四七〇　〃　二一七
四七一　〃　二一七
四七二　〃　二一七
四七三　〃　二一七
四七四　〃　二一七
四七五　〃　二一七
四七六　〃　二一七
四七七　〃　二一七
四七八　〃　二一七
四七九　〃　二一七
四八〇　〃　二一七
四八一　〃　二一七
四八二　〃　二一七
四八三　〃　二一七
四八四　〃　二一七
四八五　〃　二一七
四八六　〃　二一七
四八七　〃　二一七
四八八　〃　二一七
四八九　〃　二一七
四九〇　〃　二一七
四九一　〃　二一七
四九二　〃　二一七
四九三　〃　二一七
四九四　〃　二一七
四九五　〃　二一七
四九六　〃　二一七
四九七　〃　二一七
四九八　〃　二一七
四九九　〃　二一七
五〇〇　〃　二一七
五〇一　〃　二一七
五〇二　〃　二一七
五〇三　〃　二一七
五〇四　〃　二一七
五〇五　〃　二一七
五〇六　〃　二一七
五〇七　〃　二一七
五〇八　〃　二一七
五〇九　〃　二一七
五一〇　〃　二一七
五一一　〃　二一七
五一二　〃　二一七
五一三　〃　二一七
五一四　〃　二一七
五一五　〃　二一七
五一六　〃　二一七
五一七　〃　二一七
五一八　〃　二一七
五一九　〃　二一七
五二〇　〃　二一七
五二一　〃　二一七
五二二　〃　二一七
五二三　〃　二一七
五二四　〃　二一七
五二五　〃　二一七
五二六　〃　二一七
五二七　〃　二一七
五二八　〃　二一七
五二九　〃　二一七
五三〇　〃　二一七
五三一　〃　二一七
五三二　〃　二一七
五三三　〃　二一七
五三四　〃　二一七
五三五　〃　二一七
五三六　〃　二一七
五三七　〃　二一七
五三八　〃　二一七
五三九　〃　二一七
五四〇　〃　二一七
五四一　〃　二一七
五四二　〃　二一七
五四三　〃　二一七
五四四　〃　二一七
五四五　〃　二一七
五四六　〃　二一七
五四七　〃　二一七
五四八　〃　二一七
五四九　〃　二一七
五五〇　〃　二一七
五五一　〃　二一七
五五二　〃　二一七
五五三　〃　二一七
五五四　〃　二一七
五五五　〃　二一七
五五六　〃　二一七
五五七　〃　二一七
五五八　〃　二一七
五五九　〃　二一七
五六〇　〃　二一七
五六一　〃　二一七
五六二　〃　二一七
五六三　〃　二一七
五六四　〃　二一七
五六五　〃　二一七
五六六　〃　二一七
五六七　〃　二一七
五六八　〃　二一七
五六九　〃　二一七
五七〇　〃　二一七
五七一　〃　二一七
五七二　〃　二一七
五七三　〃　二一七
五七四　〃　二一七
五七五　〃　二一七
五七六　〃　二一七
五七七　〃　二一七
五七八　〃　二一七
五七九　〃　二一七
五八〇　〃　二一七
五八一　〃　二一七
五八二　〃　二一七
五八三　〃　二一七
五八四　〃　二一七
五八五　〃　二一七
五八六　〃　二一七
五八七　〃　二一七
五八八　〃　二一七
五八九　〃　二一七
五九〇　〃　二一七
五九一　〃　二一七
五九二　〃　二一七
五九三　〃　二一七
五九四　〃　二一七
五九五　〃　二一七
五九六　〃　二一七
五九七　〃　二一七
五九八　〃　二一七
五九九　〃　二一七
六〇〇　〃　二一七
六〇一　〃　二一七
六〇二　〃　二一七
六〇三　〃　二一七
六〇四　〃　二一七
六〇五　〃　二一七
六〇六　〃　二一七
六〇七　〃　二一七
六〇八　〃　二一七
六〇九　〃　二一七
六一〇　〃　二一七
六一一　〃　二一七
六一二　〃　二一七
六一三　〃　二一七
六一四　〃　二一七
六一五　〃　二一七
六一六　〃　二一七
六一七　〃　二一七
六一八　〃　二一七
六一九　〃　二一七
六二〇　〃　二一七
六二一　〃　二一七
六二二　〃　二一七
六二三　〃　二一七
六二四　〃　二一七
六二五　〃　二一七
六二六　〃　二一七
六二七　〃　二一七
六二八　〃　二一七
六二九　〃　二一七
六三〇　〃　二一七
六三一　〃　二一七
六三二　〃　二一七
六三三　〃　二一七
六三四　〃　二一七
六三五　〃　二一七
六三六　〃　二一七
六三七　〃　二一七
六三八　〃　二一七
六三九　〃　二一七
六四〇　〃　二一七
六四一　〃　二一七
六四二　〃　二一七
六四三　〃　二一七
六四四　〃　二一七
六四五　〃　二一七
六四六　〃　二一七
六四七　〃　二一七
六四八　〃　二一七
六四九　〃　二一七
六五〇　〃　二一七
六五一　〃　二一七
六五二　〃　二一七
六五三　〃　二一七
六五四　〃　二一七
六五五　〃　二一七
六五六　〃　二一七
六五七　〃　二一七
六五八　〃　二一七
六五九　〃　二一七
六六〇　〃　二一七
六六一　〃　二一七
六六二　〃　二一七
六六三　〃　二一七
六六四　〃　二一七
六六五　〃　二一七
六六六　〃　二一七
六六七　〃　二一七
六六八　〃　二一七
六六九　〃　二一七
六七〇　〃　二一七
六七一　〃　二一七
六七二　〃　二一七
六七三　〃　二一七
六七四　〃　二一七
六七五　〃　二一七
六七六　〃　二一七
六七七　〃　二一七
六七八　〃　二一七
六七九　〃　二一七
六八〇　〃　二一七
六八一　〃　二一七
六八二　〃　二一七
六八三　〃　二一七
六八四　〃　二一七
六八五　〃　二一七
六八六　〃　二一七
六八七　〃　二一七
六八八　〃　二一七
六八九　〃　二一七
六九〇　〃　二一七
六九一　〃　二一七
六九二　〃　二一七
六九三　〃　二一七
六九四　〃　二一七
六九五　〃　二一七
六九六　〃　二一七
六九七　〃　二一七
六九八　〃　二一七
六九九　〃　二一七
七〇〇　〃　二一七
七〇一　〃　二一七
七〇二　〃　二一七
七〇三　〃　二一七
七〇四　〃　二一七
七〇五　〃　二一七
七〇六　〃　二一七
七〇七　〃　二一七
七〇八　〃　二一七
七〇九　〃　二一七
七一〇　〃　二一七
七一一　〃　二一七
七一二　〃　二一七
七一三　〃　二一七
七一四　〃　二一七
七一五　〃　二一七
七一六　〃　二一七
七一七　〃　二一七
七一八　〃　二一七
七一九　〃　二一七
七二〇　〃　二一七
七二一　〃　二一七
七二二　〃　二一七
七二三　〃　二一七
七二四　〃　二一七
七二五　〃　二一七
七二六　〃　二一七
七二七　〃　二一七
七二八　〃　二一七
七二九　〃　二一七
七三〇　〃　二一七
七三一　〃　二一七
七三二　〃　二一七
七三三　〃　二一七
七三四　〃　二一七
七三五　〃　二一七
七三六　〃　二一七
七三七　〃　二一七
七三八　〃　二一七
七三九　〃　二一七
七四〇　〃　二一七
七四一　〃　二一七
七四二　〃　二一七
七四三　〃　二一七
七四四　〃　二一七
七四五　〃　二一七
七四六　〃　二一七
七四七　〃　二一七
七四八　〃　二一七
七四九　〃　二一七
七五〇　〃　二一七
七五一　〃　二一七
七五二　〃　二一七
七五三　〃　二一七
七五四　〃　二一七
七五五　〃　二一七
七五六　〃　二一七
七五七　〃　二一七
七五八　〃　二一七
七五九　〃　二一七
七六〇　〃　二一七
七六一　〃　二一七
七六二　〃　二一七
七六三　〃　二一七
七六四　〃　二一七
七六五　〃　二一七
七六六　〃　二一七
七六七　〃　二一七
七六八　〃　二一七
七六九　〃　二一七
七七〇　〃　二一七
七七一　〃　二一七
七七二　〃　二一七
七七三　〃　二一七
七七四　〃　二一七
七七五　〃　二一七
七七六　〃　二一七
七七七　〃　二一七
七七八　〃　二一七
七七九　〃　二一七
七八〇　〃　二一七
七八一　〃　二一七
七八二　〃　二一七
七八三　〃　二一七
七八四　〃　二一七
七八五　〃　二一七
七八六　〃　二一七
七八七　〃　二一七
七八八　〃　二一七
七八九　〃　二一七
七九〇　〃　二一七
七九一　〃　二一七
七九二　〃　二一七
七九三　〃　二一七
七九四　〃　二一七
七九五　〃　二一七
七九六　〃　二一七
七九七　〃　二一七
七九八　〃　二一七
七九九　〃　二一七
八〇〇　〃　二一七
八〇一　〃　二一七
八〇二　〃　二一七
八〇三　〃　二一七
八〇四　〃　二一七
八〇五　〃　二一七
八〇六　〃　二一七
八〇七　〃　二一七
八〇八　〃　二一七
八〇九　〃　二一七
八一〇　〃　二一七
八一一　〃　二一七
八一二　〃　二一七
八一三　〃　二一七
八一四　〃　二一七
八一五　〃　二一七
八一六　〃　二一七
八一七　〃　二一七
八一八　〃　二一七
八一九　〃　二一七
八二〇　〃　二一七
八二一　〃　二一七
八二二　〃　二一七
八二三　〃　二一七
八二四　〃　二一七
八二五　〃　二一七
八二六　〃　二一七
八二七　〃　二一七
八二八　〃　二一七
八二九　〃　二一七
八三〇　〃　二一七
八三一　〃　二一七
八三二　〃　二一七
八三三　〃　二一七
八三四　〃　二一七
八三五　〃　二一七
八三六　〃　二一七
八三七　〃　二一七
八三八　〃　二一七
八三九　〃　二一七
八四〇　〃　二一七
八四一　〃　二一七
八四二　〃　二一七
八四三　〃　二一七
八四四　〃　二一七
八四五　〃　二一七
八四六　〃　二一七
八四七　〃　二一七
八四八　〃　二一七
八四九　〃　二一七
八五〇　〃　二一七
八五一　〃　二一七
八五二　〃　二一七
八五三　〃　二一七
八五四　〃　二一七
八五五　〃　二一七
八五六　〃　二一七
八五七　〃　二一七
八五八　〃　二一七
八五九　〃　二一七
八六〇　〃　二一七
八六一　〃　二一七
八六二　〃　二一七
八六三　〃　二一七
八六四　〃　二一七
八六五　〃　二一七
八六六　〃　二一七
八六七　〃　二一七
八六八　〃　二一七
八六九　〃　二一七
八七〇　〃　二一七
八七一　〃　二一七
八七二　〃　二一七
八七三　〃　二一七
八七四　〃　二一七
八七五　〃　二一七
八七六　〃　二一七
八七七　〃　二一七
八七八　〃　二一七
八七九　〃　二一七
八八〇　〃　二一七
八八一　〃　二一七
八八二　〃　二一七
八八三　〃　二一七
八八四　〃　二一七
八八五　〃　二一七
八八六　〃　二一七
八八七　〃　二一七
八八八　〃　二一七
八八九　〃　二一七
八九〇　〃　二一七
八九一　〃　二一七
八九二　〃　二一七
八九三　〃　二一七
八九四　〃　二一七
八九五　〃　二一七
八九六　〃　二一七
八九七　〃　二一七
八九八　〃　二一七
八九九　〃　二一七
九〇〇　〃　二一七
九〇一　〃　二一七
九〇二　〃　二一七
九〇三　〃　二一七
九〇四　〃　二一七
九〇五　〃　二一七
九〇六　〃　二一七
九〇七　〃　二一七
九〇八　〃　二一七
九〇九　〃　二一七
九一〇　〃　二一七
九一一　〃　二一七
九一二　〃　二一七
九一三　〃　二一七
九一四　〃　二一七
九一五　〃　二一七
九一六　〃　二一七
九一七　〃　二一七
九一八　〃　二一七
九一九　〃　二一七
九二〇　〃　二一七
九二一　〃　二一七
九二二　〃　二一七
九二三　〃　二一七
九二四　〃　二一七
九二五　〃　二一七
九二六　〃　二一七
九二七　〃　二一七
九二八　〃　二一七
九二九　〃　二一七
九三〇　〃　二一七
九三一　〃　二一七
九三二　〃　二一七
九三三　〃　二一七
九三四　〃　二一七
九三五　〃　二一七
九三六　〃　二一七
九三七　〃　二一七
九三八　〃　二一七
九三九　〃　二一七
九四〇　〃　二一七
九四一　〃　二一七
九四二　〃　二一七
九四三　〃　二一七
九四四　〃　二一七
九四五　〃　二一七
九四六　〃　二一七
九四七　〃　二一七
九四八　〃　二一七
九四九　〃　二一七
九五〇　〃　二一七
九五一　〃　二一七
九五二　〃　二一七
九五三　〃　二一七
九五四　〃　二一七
九五五　〃　二一七
九五六　〃　二一七
九五七　〃　二一七
九五八　〃　二一七
九五九　〃　二一七
九六〇　〃　二一七
九六一　〃　二一七
九六二　〃　二一七
九六三　〃　二一七
九六四　〃　二一七
九六五　〃　二一七
九六六　〃　二一七
九六七　〃　二一七
九六八　〃　二一七
九六九　〃　二一七
九七〇　〃　二一七
九七一　〃　二一七
九七二　〃　二一七
九七三　〃　二一七
九七四　〃　二一七
九七五　〃　二一七
九七六　〃　二一七
九七七　〃　二一七
九七八　〃　二一七
九七九　〃　二一七
九八〇　〃　二一七
九八一　〃　二一七
九八二　〃　二一七
九八三　〃　二一七
九八四　〃　二一七
九八五　〃　二一七
九八六　〃　二一七
九八七　〃　二一七
九八八　〃　二一七
九八九　〃　二一七
九九〇　〃　二一七
九九一　〃　二一七
九九二　〃　二一七
九九三　〃　二一七
九九四　〃　二一七
九九五　〃　二一七
九九六　〃　二一七
九九七　〃　二一七
九九八　〃　二一七
九九九　〃　二一七
一〇〇〇　〃　二一七
一〇〇一　〃　二一七
一〇〇二　〃　二一七
一〇〇三　〃　二一七
一〇〇四　〃　二一七
一〇〇五　〃　二一七
一〇〇六　〃　二一七
一〇〇七　〃　二一七
一〇〇八　〃　二一七
一〇〇九　〃　二一七
一〇一〇　〃　二一七
一〇一一　〃　二一七
一〇一二　〃　二一七
一〇一三　〃　二一七
一〇一四　〃　二一七
一〇一五　〃　二一七
一〇一六　〃　二一七
一〇一七　〃　二一七
一〇一八　〃　二一七
一〇一九　〃　二一七
一〇二〇　〃　二一七
一〇二一　〃　二一七
一〇二二　〃　二一七
一〇二三　〃　二一七
一〇二四　〃　二一七
一〇二五　〃　二一七
一〇二六　〃　二一七
一〇二七　〃　二一七
一〇二八　〃　二一七
一〇二九　〃　二一七
一〇三〇　〃　二一七
一〇三一　〃　二一七
一〇三二　〃　二一七
一〇三三　〃　二一七
一〇三四　〃　二一七
一〇三五　〃　二一七
一〇三六　〃　二一七
一〇三七　〃　二一七
一〇三八　〃　二一七
一〇三九　〃　二一七
一〇四〇　〃　二一七
一〇四一　〃　二一七
一〇四二　〃　二一七
一〇四三　〃　二一七
一〇四四　〃　二一七
一〇四五　〃　二一七
一〇四六　〃　二一七
一〇四七　〃　二一七
一〇四八　〃　二一七
一〇四九　〃　二一七
一〇五〇　〃　二一七
一〇五一　〃　二一七
一〇五二　〃　二一七
一〇五三　〃　二一七
一〇五四　〃　二一七
一〇五五　〃　二一七
一〇五六　〃　二一七
一〇五七　〃　二一七
一〇五八　〃　二一七
一〇五九　〃　二一七
一〇六〇　〃　二一七
一〇六一　〃　二一七
一〇六二　〃　二一七
一〇六三　〃　二一七
一〇六四　〃　二一七
一〇六五　〃　二一七
一〇六六　〃　二一七
一〇六七　〃　二一七
一〇六八　〃　二一七
一〇六九　〃　二一七
一〇七〇　〃　二一七
一〇七一　〃　二一七
一〇七二　〃　二一七
一〇七三　〃　二一七
一〇七四　〃　二一七
一〇七五　〃　二一七
一〇七六　〃　二一七
一〇七七　〃　二一七
一〇七八　〃　二一七
一〇七九　〃　二一七
一〇八〇　〃　二一七
一〇八一　〃　二一七
一〇八二　〃　二一七
一〇八三　〃　二一七
一〇八四　〃　二一七
一〇八五　〃　二一七
一〇八六　〃　二一七
一〇八七　〃　二一七
一〇八八　〃　二一七
一〇八九　〃　二一七
一〇九〇　〃　二一七
一〇九一　〃　二一七
一〇九二　〃　二一七
一〇九三　〃　二一七
一〇九四　〃　二一七
一〇九五　〃　二一七
一〇九六　〃　二一七
一〇九七　〃　二一七
一〇九八　〃　二一七
一〇九九　〃　二一七
一一〇〇　〃　二一七
一一〇一　〃　二一七
一一〇二　〃　二一七
一一〇三　〃　二一七
一一〇四　〃　二一七
一一〇五　〃　二一七
一一〇六　〃　二一七
一一〇七　〃　二一七
一一〇八　〃　二一七
一一〇九　〃　二一七
一一一〇　〃　二一七
一一一一　〃　二一七
一一一二　〃　二一七
一一一三　〃　二一七
一一一四　〃　二一七
一一一五　〃　二一七
一一一六　〃　二一七
一一一七　〃　二一七
一一一八　〃　二一七
一一一九　〃　二一七
一一二〇　〃　二一七
一一二一　〃　二一七
一一二二　〃　二一七
一一二三　〃　二一七
一一二四　〃　二一七
一一二五　〃　二一七
一一二六　〃　二一七
一一二七　〃　二一七
一一二八　〃　二一七
一一二九　〃　二一七
一一三〇　〃　二一七
一一三一　〃　二一七
一一三二　〃　二一七
一一三三　〃　二一七
一一三四　〃　二一七
一一三五　〃　二一七
一一三六　〃　二一七
一一三七　〃　二一七
一一三八　〃　二一七
一一三九　〃　二一七
一一四〇　〃　二一七
一一四一　〃　二一七
一一四二　〃　二一七
一一四三　〃　二一七
一一四四　〃　二一七
一一四五　〃　二一七
一一四六　〃　二一七
一一四七　〃　二一七
一一四八　〃　二一七
一一四九　〃　二一七
一一五〇　〃　二一七
一一五一　〃　二一七
一一五二　〃　二一七
一一五三　〃　二一七
一一五四　〃　二一七
一一五五　〃　二一七
一一五六　〃　二一七
一一五七　〃　二一七
一一五八　〃　二一七
一一五九　〃　二一七
一一六〇　〃　二一七
一一六一　〃　二一七
一一六二　〃　二一七
一一六三　〃　二一七
一一六四　〃　二一七
一一六五　〃　二一七
一一六六　〃　二一七
一一六七　〃　二一七
一一六八　〃　二一七
一一六九　〃　二一七
一一七〇　〃　二一七
一一七一　〃　二一七
一一七二　〃　二一七
一一七三　〃　二一七
一一七四　〃　二一七
一一七五　〃　二一七
一一七六　〃　二一七
一一七七　〃　二一七
一一七八　〃　二一七
一一七九　〃　二一七
一一八〇　〃　二一七
一一八一　〃　二一七
一一八二　〃　二一七
一一八三　〃　二一七
一一八四　〃　二一七
一一八五　〃　二一七
一一八六　〃　二一七
一一八七　〃　二一七
一一八八　〃　二一七
一一八九　〃　二一七
一一九〇　〃　二一七
一一九一　〃　二一七
一一九二　〃　二一七
一一九三　〃　二一七
一一九四　〃　二一七
一一九五　〃　二一七
一一九六　〃　二一七
一一九七　〃　二一七
一一九八　〃　二一七
一一九九　〃　二一七
一二〇〇　〃　二一七
一二〇一　〃　二一七
一二〇二　〃　二一七
一二〇三　〃　二一七
一二〇四　〃　二一七
一二〇五　〃　二一七
一二〇六　〃　二一七
一二〇七　〃　二一七
一二〇八　〃　二一七
一二〇九　〃　二一七
一二一〇　〃　二一七
一二一一　〃　二一七
一二一二　〃　二一七
一二一三　〃　二一七
一二一四　〃　二一七
一二一五　〃　二一七
一二一六　〃　二一七
一二一七　〃　二一七
一二一八　〃　二一七
一二一九　〃　二一七
一二二〇　〃　二一七
一二二一　〃　二一七
一二二二　〃　二一七
一二二三　〃　二一七
一二二四　〃　二一七
一二二五　〃　二一七
一二二六　〃　二一七
一二二七　〃　二一七
一二二八　〃　二一七
一二二九　〃　二一七
一二三〇　〃　二一七
一二三一　〃　二一七
一二三二　〃　二一七
一二三三　〃　二一七
一二三四　〃　二一七
一二三五　〃　二一七
一二三六　〃　二一七
一二三七　〃　二一七
一二三八　〃　二一七
一二三九　〃　二一七
一二四〇　〃　二一七
一二四一　〃　二一七
一二四二　〃　二一七
一二四三　〃　二一七
一二四四　〃　二一七
一二四五　〃　二一七
一二四六　〃　二一七
一二四七　〃　二一七
一二四八　〃　二一七
一二四九　〃　二一七
一二五〇　〃　二一七
一二五一　〃　二一七
一二五二　〃　二一七
一二五三　〃　二一七
一二五四　〃　二一七
一二五五　〃　二一七
一二五六　〃　二一七
一二五七　〃　二一七
一二五八　〃　二一七
一二五九　〃　二一七
一二六〇　〃　二一七
一二六一　〃　二一七
一二六二　〃　二一七
一二六三　〃　二一七
一二六四　〃　二一七
一二六五　〃　二一七
一二六六　〃　二一七
一二六七　〃　二一七
一二六八　〃　二一七
一二六九　〃　二一七
一二七〇　〃　二一七
一二七一　〃　二一七
一二七二　〃　二一七
一二七三　〃　二一七
一二七四　〃　二一七
一二七五　〃　二一七
一二七六　〃　二一七
一二七七　〃　二一七
一二七

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

			ページ
二〇	都市計画に関する件	二八	八
二一―〃	〃	二九44	七七
	○中国地方整備局		
一一五―一六	道路に関する件	一	八
一六	都市公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件	一	九
一一七―二一	道路に関する件	九	七
二二―二四	〃	二九44	七七
	○四国地方整備局		
七	道路に関する件	一六	一〇
一〇八―〃	〃	二二	七
一一二―一二	自動車専用道路を指定する件	二二	八
一一三―四	道路に関する件	二九44	七八
	○九州地方整備局		
七	都市計画に関する件	一	九
八	道路に関する件	五	五
九	都市計画に関する件	六	七
一〇	道路に関する件	六	七
一一一―一二	〃	九	八
一三	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	一五	七
一一四―五	道路に関する件	一九	八
一一六―七	都市計画に関する件	二〇	九
一一八	〃	二一	七
一一九	道路に関する件	二二	八
二〇	〃	二六	七
二一	都市計画に関する件	二九44	七八
	○北海道開発局		
一一七―一一	道路に関する件	一三	八
一一二	〃	一六	一〇
一一三―一五	〃	二二	八
一六	河川予定地として指定する件	二八	八
	○東京都公安委員会		
五四	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件	八	九
	○福岡県公安委員会		
一九	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件	八	九